

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

牧之原市長 杉本 基久雄

| | | |
|-------------------|----------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 牧之原市 (222267) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 大江・片浜地区 (大江区・片浜区) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月17日 (第1回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

国道150号周辺の海岸砂地ではイチゴ・花卉などの施設園芸及びダイコンやとうもろこしなどの露地野菜が栽培され、牧之原台地に連なる丘陵地では基幹作物である茶が盛んに栽培されている。また、大江地区では水田が広がり、水稻の生産がされているほか、冬季にはレタスなど野菜も栽培されている。

現在、台地の茶園では一部基盤整備による集積が進みつつあるが、小面積の圃場が多いため、中心経営体への更なる農地の集約・集積を進めていく必要がある。同様に水田や海岸砂地も狭小農地が多く、中心的経営体への集約による作業効率の向上が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物である茶においては、農地の集積・集約を行い、乗用型摘採機での作業が可能となるよう取り組むとともに、消費者のニーズに合わせた茶の生産、製造が求められる。

水田については、冬場のレタス栽培が盛んなことから、大都市圏への販路拡大、出荷体制の整備が求められる。

海岸砂地においては、ダイコンやとうもろこしなど露地野菜の栽培を中心に取り組んでいく。

イチゴ・花卉などの施設園芸は、小面積での営農が可能ことから新規就農者の関心も高く、事業継承なども含めた産地化への取組みも求められる。

また、高齢化に対応した負担の少ない作目へ転換するなど、将来にわたって営農することが可能な取組みを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 222 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 221 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後10年において、中心経営体を主とした担い手が最低限残したい農地を区域として設定する。
各種補助事業受益地については区域に設定している。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| <p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>水田や茶畑では、中心経営体の耕作地マップを作成し、可視化して経営体同士で耕作地についての話し合いを行い、可能な部分から、農地の集約・集積を推進する。茶園については、地区内の農業法人を中心に自園自製の生産者とともに、農地の集約、管理の効率化を図るための基盤整備を農業者自ら検討していく。</p> <p>いちご・花卉の施設園芸においては、認定農業法人・農業者が中心となって地域農業を担うとともに、空きハウスが発生した際には持ち主の意向を確認し、新規就農者も含め借受可能な経営体への集約を推進する。</p> <p>また、受入可能な圃場の確保のために、団地化などの検討にも取り組んでいく。</p> |
| <p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。</p> <p>将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、施設園芸ハウス等の活用も含めて農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p> |
| <p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>台地上の茶園では、基盤整備を念頭に農地の集積・集約化が検討されている。茶業の生産効率の向上を図るため、農地集積・集約化による茶畑の大区画化等を検討していく。</p> <p>同様に水田、施設園芸、露地野菜についても、基盤整備を念頭に農地の集積・集約化の検討をしていく。</p> |
| <p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域の農業後継者が育つ環境を作るとともに、地域内外から意欲的な経営体を募り、地域農業の担い手として育成していく。その際には、地域、JAハイナン、市、農林事務所等、相談から定着まで切れ目のない支援に取り組む。</p> |
| <p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>作業の効率化が期待できる業務委託について、JAハイナンや最寄りの法人、企業等への委託も協議・検討する。</p> |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①【鳥獣被害防止対策の取組方針】

有害鳥獣対策については、地元猟友会を中心に駆除を進めるとともに、国や市の補助制度を活用し、電気柵などの防除に努める。